

公益社団法人神奈川県病院薬剤師会規程施行細則集

規程施行細則1 会員名簿 取扱い施行細則	(趣旨) 第1条 この細則は、当会の規程21【会員名簿取扱い規程】(以下、「規程」という。)を施行するために必要な事項を定めるものとする。 (会員名簿の更新) 第2条 規程第2条に定める会員名簿の各項目は、少なくとも年1回以上更新する。 (会員名簿の管理) 第3条 会員名簿の管理責任者は、当会会長とする。 2 規程第4条第1項によりWeb上に公開する会員名簿はパスワードで管理し、少なくとも年1回以上更新する。 (会員名簿の利用申請) 第4条 当会会員が規程第3条第6号により会員名簿を利用する場合、様式1により総務会に利用申請を行わなければならない。 2 営利目的での利用申請はいかなる場合でも認められない。 (アンケート調査における留意点) 第5条 利用許可後にアンケートを実施する場合、次の項目を明示すること (1)このアンケートは、公益社団法人神奈川県病院薬剤師会の許可を得て実施している。 (2)このアンケートの実施主体は、公益社団法人神奈川県病院薬剤師会ではなく【申請者】である。 (紙媒体(冊子)の頒布) 第6条 規程第4条第2項で定める会員名簿の頒布請求ができるのは、当会正会員ならびに個人会員とする。 2 頒布料金は1冊1,000円(税別)とする。なお会員名簿の一部だけを請求することはできない。 (改廃) 第7条 この細則の改廃は、総務会の決議を経て行う。 附則 この規程施行細則は、平成29年9月1日から施行する。 平成29年8月18日総務会決定
規程施行細則2 公益充実資金等 取扱規程に関する施行細則	(目的) 第1条 この施行細則は、公益社団法人神奈川県病院薬剤師会(以下「本会」という)の公益充実資金等取扱規則に基づき、その使途や限度額に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (使途) 第2条 本会における公益充実資金等の使途は、次に掲げることを目的とする。 (1)医療薬学等の学術の進歩発展に関する事業において、本会が日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会の運営担当時(およそ10年に1度)の運営費(本会助成金)[日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会運営資産] (2)薬学生教育に関する事業において、本会編集の薬学生実務実習書発行時(およそ4年に1回)の発行費[薬学生実務実習書発行準備資産] (3)各施設からのプレアボイド(Be PREpared to AVOID the adverse drug reactions:薬による有害事象を防止・回避する、という言葉に基づいた造語)報告をもとに作成・頒布しているプレアボイド報告実例集発行時(およそ5年に1度)の発行費[プレアボイド報告実例集発行準備資金] (積立限度額) 第3条 公益充実資金等の積立限度額は、次に掲げる金額とする。 (1)日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会運営費(本会助成金)[5,000,000円] (2)薬学生実務実習書発行費[600,000円] (3)プレアボイド報告実例集発行準備資金[650,000円] 第4条 積立限度額算出の根拠は、当該項目のこれまでの費用実績を基準とし、物価変動を考慮した見積額とする。別紙「公益充実資金等積立上限額に関する算定根拠」にその内容を記す。 (承認手続き) 第5条 公益充実資金等の積立は、年度毎に状況等を理事会へ報告し、妥当性を確認した上で承認を得る。 (改廃) 第6条 この施行細則の改廃は、会長が定めるものとする。 附則 この施行細則は、令和8年7月10日より施行する。 令和8年7月10日理事会決定

規程施行細則3 研修会開催・運用施行細則	第1条 この細則は、当会の規程9【研修会開催・運用】を施行するために必要な事項を定めるものとする。 (Web研修会の案内) 第2条 規程第3条に定める研修会案内の各提示事項の他に、次の項目を明示すること。 (1)予め視聴パソコンへ当会委員会が指定するWeb会議サービスのアプリケーションをインストールの上、参加すること(安定した通信環境が望ましいため、移動体通信業者が提供する移動通信システムを用いて視聴することは推奨しない)。 (2)1端末1名での参加とすること(日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師制度のシールと当会認定シールの配布は、受講ログが確認されたログイン参加者のみへ行う)。 (3)著作権保護の観点から、Web研修会内容の録画・録音・撮影、ソーシャルネットサービス等への投稿は禁ずること。 (4)利用者以外の第三者へ招待メールの転送・開示、Web内容の開示ならびに参加させることは禁ずること。 (5)利用・通信環境に起因する如何なる影響、損害に対して当会は一切責任を負わないものとする。 (6)Web研修会の利用に関わる通信料・接続料等一切の費用は利用者の負担とすること。 (7)支払い済みの参加費は、当会のトラブル以外の如何なる事情においても返金できないこと。 (8)Web研修会を途中退室すると原則日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師制度のシールと当会認定シールの発行ができないこと。 (9)研修会参加者名とログイン、ログアウト記録の正確な把握と照合を目的として、当会ホームページに示す注意事項によるログイン方法を遵守すること。 (改廃) 第3条 この細則の改廃は、総務会の決議を経て行う。 附則 この規程施行細則は、令和3年4月9日から施行する。 令和3年4月9日総務会決定
--	---

公益充実資金等積立上限額に関する算定根拠・取崩し方法

1. 日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会準備資金に関するもの

① 本会助成金の内訳

科目	金額
準備資金	¥5,000,000
前大会 余剰金	¥2,690,000
合計	¥7,690,000

② 学術大会開催経費の内訳

第52回学術大会

収入	科目	金額	支出	科目	金額
	参加費登録収入	¥26,739,000		会議準備費	¥15,291,639
	懇親会収入	¥0		当日運営費	¥48,180,672
	単位受講料収入	¥0		事後処理費	¥996,600
	プログラム・抄録集販売収入	¥98,000		運営管理費	¥1,974,139
	広告掲載収入	¥4,191,000		次期学術大会繰越金	¥500,000
	展示出展料収入	¥3,960,000		租税公課等	¥0
	共催費収入	¥23,980,000		予備費	¥0
	助成金(前大会繰越金含む)	¥8,677,650			
	寄附金	¥700,000			
	その他収入	¥0			
	合計	¥68,345,650		合計	¥66,943,050

※本学術大会は日本病院薬剤師会関東ブロックに属する10都県が持ち回りで担当し、本会の担当は10年に1回である。このため、本会助成金に経費の物価変動に柔軟に対応する予備費を加え、上限額を800万円としていた。第52回学術大会開催においては本会助成金を使用することなく開催を行うことができたが、開催当時は新型コロナウイルス感染症流行の影響により開催規模の縮小を余儀なくされたため、準備資金減額の検討は現時点では難しいものと考えられた。今大会では余剰金として269万円が得られたため、次大会への準備資金積立金額を500万円と設定した。

※本資金の取崩しは、本会が日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会担当時のみとする。

2. 薬学生実務実習書発行準備資金に関するもの

① 準備資金の内訳

科目	金額
印刷製本費	¥910,000
通信運搬費	¥1,000
予備費	¥89,000
合計	¥1,000,000

② 薬学生病院実務実習指導書2018改訂版 発行実績

科目	金額
印刷製本費	¥1,093,488
合計	¥1,093,488

※本実習書は薬学教育内容の変更に対応するため、およそ4年に1回200部を発行する。2018年改訂版発行時の積立限度額は、前回実績が906,336円であったため、物価変動に対応する予備費を含み、上限額を100万円としていた。2018改訂版は全会員施設に配布を行ったが、次回以降は協力施設に配布を予定しているため、次回発行時の準備資金積立金限度額を変更し50万円と設定していたが、昨今の物価高や送料の高騰を鑑み、限度額を修正し60万円とした。次回発行は改訂コア・カリキュラムおよび改訂ガイドラインが適用される2028(令和10)年の前年、2027(令和9)年を予定している。

※本資金の取崩しは、薬学生実務実習書発行時のみとする。

3. プレアボイド報告実例集準備資金に関するもの

①準備資金の内訳

科目	金額	内訳
印刷製本費	¥385,000	500円×700部＋消費税
旅費交通費 (編集会議費)	¥60,000	3,000円×5名×4回
郵送費	¥204,750	大学関係(2冊):510円×25施設＝12,750円 会員施設・その他(1冊):320円×600施設＝192,000円
合計	¥649,750	

②プレアボイド報告実例集5 発行実績(2021(令和3)年度)

科目	金額
印刷製本費	¥361,900
合計	¥361,900

※前回2021(令和3)年度作成時の費用がおおよそ100万円であったことから当該事業に必要な資金を当初は約100万円としていたが、印刷製本費や郵送料の見直しを行い、準備資金の設定を65万円とした。実例集の発行は5年毎であり次回は2026(令和8)年にプレアボイド実例集の作成・頒布する予定であることから、2021(令和3)年から2025(令和7)年までの5年間で積立し実施に備える。

※本資金の取崩しは、プレアボイド報告実例集発行時のみとする。

[附則]

- この算定根拠は、2019(平成31)年1月18日定める。(2019(平成31)年1月18日理事会議決)
- この規則は、2019(平成31)年5月10日一部を改正し、2019(平成31)年5月10日より施行する。(2019(平成31)年5月10日理事会議決)
- この規則は、2025(令和7)年3月14日一部を改正し、2025(令和7)年3月14日より施行する。(2025(令和7)年3月14日理事会議決)
- この規則は、2026(令和8)年7月10日一部を改正し、2026(令和8)年7月10日より施行する。(2026(令和8)年7月10日理事会議決)